

旭川市建築月別統計の用語の説明

建築申請	確認申請	個人，会社，法人など民間建築主が提出する建築申請
	計画通知	国，道，市，など官公庁が提出する建築申請
建築主種別	国	国及び関係機関
	道	北海道及び関係機関
	市	旭川市
	会社	株式・有限会社等
	会社でない団体	法人，各種団体，農協などの組合
	個人	個人及び個人事業主
建築物法区分	1号	特殊建築物（100㎡を超える不特定多数の人が集まる特別な用途）
	2号	木造で3階以上，又は500㎡を超える大規模な建築物
	3号	木造以外で2階以上，又は200㎡を超える建築物
	4号	1～3号以外で一般の小規模な建築物
	設備	エレベーター，エスカレーター，小荷物専用昇降機など
	工作物	看板，広告塔など
共住	（木造）	共同住宅で木造のもの
	（その他）	共同住宅で木造以外のもの
融資	（個人）	住宅金融公庫で個人が建てる融資住宅
	（その他）	住宅金融公庫付き建売住宅，分譲住宅など
住宅利用別	持家住宅	建築主が自ら居住する住宅
	貸家住宅	建築主が賃貸するために建築した住宅
	給与住宅	会社，官公庁，学校等の社宅，公宅，教員住宅
	分譲住宅	建売住宅または分譲マンション